

警備夜間巡回基準

1 巡回時間及び回数

夜間① 21時30分頃、② 24時頃、③ 早朝4時30分頃の3回とする。

2 巡回方法

(1) ①と③の時は、全館内と構内全てを巡回する。

(2) ②の時は、全館内と正門(閉門)を行う。

ただし、お客様の外出がないなどで、①の時に正門の閉門を行ってれば、館内の巡回だけでよい。

(3) 館内の巡回にあたっての点検箇所及びその順はおおむね次のとおりとする。

(1階)厨房→グリル→(3階)リネン庫→パントリー→機械室→廊下→トイレ→(3階と2階部分の)スロープ→(2階)廊下→トイレ→麻雀室→大浴場(男)(女)(家族風呂1)(家族風呂2)→機械室→廊下→トイレ→(1階部分の)スロープ→ロビー

(注) 大広間と会議室は、仕切っている場合それぞれチェックすること。

(4) 構内の巡回にあたっての点検箇所及びその順はおおむね次のとおりとする。

従業員通用口→裏門→多目的広場の脇→別棟→プール→階段→正門→正面駐車場→冷凍倉庫→従業員通用口

巡回場所を全て回ってれば、(3)と(4)の巡回順路は前後・逆であっても差し支えない。

〔留意点〕

- ・建物外から建物内の様子を観察し、不自然な光や物の動きがないか確認する。
- ・門を確認する際に周辺に不審な車両等がないか確認する。

(5) 巡回にあたって注意すべき点は、次のとおりとする。

- ・水道関係とガス等の確認
- ・消灯や電気器具の確認
- ・火の後始末
- ・消防設備のチェック
- ・不法侵入・挙動不審者の取締り
- ・施錠等の確認
- ・駐車場及び駐車車両の安全確認
- ・浴場の夜間管理
- ・その他、警備防災上必要と認める事項

3 巡回体制

巡回中の時間でも、お客様からの要望に対応できるよう最低1人はフロントで座哨していること。なお、巡回は1人でもよい。(1人の時は、フロントに隣接している事務所内にて監視カメラの映像をモニターで確認する。)

※事務所にある監視モニターにはカメラ設置の9か所を同時1画面で確認できる。

[警備に携わる者の基本的な体制]

午後8時から翌日7時30分まで3名は警備業務に携わっていること。基本的な勤務形態は、次のとおりとする。

巡 回	…1人ないし2人
座 哨	…巡回・仮眠以外の者(1人～3人)
仮 眠	…0人～2人

20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8
座哨	巡回	座哨	仮眠			座哨						
座哨			巡回	座哨		仮眠			座哨			
座哨	巡回	座哨		仮眠		座哨	巡回	座哨				